

茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務委託
仕様書

1 委託業務名

茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

茨城県では、外国人が共に活躍できる職場づくりにおいて優れた取組を行う企業を「優良企業」として、さらに先進的な取組を行う企業を「先進企業」として認定する「茨城県外国人受入優良企業等認定制度」を実施している。本業務は、本制度の普及啓発及びブランディングを図るため、親しみやすく、かつ信頼感のある認定ロゴマークを制作するとともに、商標登録により権利保護を図るものである。

4 委託業務の内容

上記「3目的」を踏まえ、優良企業及び先進企業の認定ロゴマークを各1点制作するとともに、それぞれの認定ロゴマークについて、計2件の商標登録出願及び登録を行うこと。

なお、認定ロゴマークの作成及び商標登録にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・「先進企業」は「優良企業」の上位認定であることを踏まえ、視覚的に関連性やグレード感が伝わるデザインとすること。
- ・提案するデザイン案について、特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」等を用いた簡易的な類否調査（スクリーニング）を行い、類似する商標（区分：第35類、第42類等）が存在しないことを確認すること。
- ・契約後は、弁理士による正式な商標調査（類似商標・識別調査）を行うとともに、当調査にあたっては、名称（文字）およびロゴマーク（図形）の両面から、類似群コード（第42類「42S02」等、本制度に関連するコードを含む）に基づく類似商標調査及び識別力（商標法第3条）に関する調査を行うこと。
- ・出願する区分選定にあたっては、本制度の目的（外国人材の確保・定着支援等）におけるリスク管理の観点から、第35類（広告・事業管理等）または第42類（認証・検査等）などから、本制度の保護に最も適した区分（または多区分）とすること。
- ・本業務の履行期限（令和8年3月31日）内での商標登録完了を目指すため、特許庁への出願にあたっては「早期審査制度」を活用し、速やかな権利化に努めること。なお、早期審査を実施した場合であっても、特許庁の審査状況等の事由により、履行期限までに特許庁からの「商標登録査定」が受託者に到達しなかった場合は、商標登録出願手続きの完了および当該出願に係る報告書の納品をもって本業務を完了とする。
- ・前項により商標登録出願をもって業務完了とした場合、当初見積書に計上された「商標登録料（特許庁への納付手数料）」および「商標登録成功報酬（弁理士報酬等）」については、支払

いの対象としない（未実施項目として減額する）。この場合において、契約金額の変更契約手続きは行わず、完了検査に基づく実績額（デザイン制作費、調査費および出願手数料（印紙代を含む）の合計額）をもって精算を行うものとする。

5 成果物の納品

（1）納品物

- ①認定ロゴマーク：指定のデータ形式（PDF、PNG、JPEG、SVG 及び ai）による完成データ
- ②ロゴマーク使用ガイドライン：PDF 形式による完成データ
- ③商標登録証：1 部（電子データも可）

（2）納期

- ①認定ロゴマーク：令和 8 年 2 月 13 日（金）
- ②ロゴマーク使用ガイドライン：令和 8 年 2 月 13 日（金）
- ③商標登録証：令和 8 年 3 月 31 日（火）

※委託期間満了日（令和 8 年 3 月 31 日）までに特許庁からの商標登録証が発行されない場合は、特許庁への商標登録出願が完了していることを証する書類（商標登録願の受領書、出願番号通知書の写し等）の提出をもって、本業務の完了（検収）とする。

（3）納品場所

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 TEL: 029-301-3645

6 著作権等の取扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、委託者が保有するものとする。
- （2）成果物については、原則として委託者が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正・加工及び二次利用ができるものとし、受託者はこれらに対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）受託者は、ロゴマークが第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から著作権侵害等を主張された場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

7 その他、業務執行上の留意点

- （1）委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分行い、業務を進めること。
- （2）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議すること。